



南風原町 物価高騰緊急支援金

※農業、畜産業、漁業、飲食業も対象です。

新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、中小企業、個人事業主の皆様には支援金を給付します。

受付期間：令和5年6月27日から12月15日まで

1事業者あたり

申請方法は

一律 **10**万円 **郵送** など

対象者は？

- 令和4年6月30日から引き続き南風原町内に事業所を有し、今後も事業を継続する者
- 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響により、令和4年と過去3年の任意の連続する3ヶ月を比較し、営業利益が1%以上減少し、かつ経費が5万円以上増加した者 など

※その他、詳細については町ホームページにてご確認ください。

〔南風原町ホームページURL〕

<http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2023060200027/>

問い合わせ及び書類送付先

町ホームページQRコード

〒901-1195 南風原町字兼城686番地
南風原町役場産業振興課 物価高騰緊急支援金係
☎098-889-4430

